平成２２年（フ）第２７１８号
福岡県古賀市今の庄１丁目23番20号
債務者　安部美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２５号
福岡市博多区相生町２丁目２番21―505号
債務者　秦　　憲次
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２８号
福岡市博多区千代３丁目18番３―1409号　新博多住宅３棟
債務者　関口貞子こと　李　　貞淑
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２９号
福岡市博多区東那珂１丁目18番28―303号
債務者　阿部　浩陽
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３４号
福岡市博多区月隈６丁目18番10―203号
債務者　永島　富好
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４３号
福岡市博多区吉塚４丁目５番16号
債務者　中内　政美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６０号
福岡市博多区三筑２丁目13番２号
債務者　内堀　可奈
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７７６号
福岡市東区香椎駅東４丁目６番10号
債務者　藤本いづみ
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７７７号
福岡市博多区千代３丁目35番５―1107号
債務者　川口　　裕
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８００号
福岡市城南区片江３丁目17番４―201号
債務者　成松　真二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２号
佐賀県西松浦郡有田町楠木原乙370番地３
債務者　山口　久子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2591番地11　下川方、住民票上の住所佐賀県唐津市厳木町本山107番地９
債務者　林　　潤哉
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２０４号
佐賀県伊万里市南波多町高瀬1767番地１
債務者　吉野　幸蔵
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４１９号
沖縄県浦添市仲西２丁目１番７―302号　コーポ盛
債務者　山川　　彩（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４２号
沖縄県那覇市泊１丁目５番地８　渡口興産ビル601
債務者　喜納　一文
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４５８号
沖縄県那覇市辻１丁目４番11号　フラットナハ301
債務者　島崎　拓哉
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４５９号
沖縄県那覇市辻１丁目４番11号　フラットナハ301
債務者　島崎　理恵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５２号
山形県最上郡金山町大字下野明1279番地
債務者　阿部　正勝
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月３日まで
山形地方裁判所新庄支部